避難所運営マニュアル

平成２３年３月１１日に起きた東日本大震災（マグニチュード９．０）は、東北地方に甚大な被害をもたらし、大きな爪痕を残しました。鶴ヶ島市では、震度５弱を計測しましたが、大きな被害はなく、避難所を開設することはありませんでした。

しかし、これ以上の地震が起きないという保証はどこにもありません。大規模地震が発生した場合、住居の倒壊、焼失又はライフラインの断絶などで、普段の生活を送ることが困難になることが考えられます。

災害時には、行政組織だけで消火活動や救助活動を行うこと、避難生活に対して支援を行うことは困難です。また、行政組織が被災し、対応が大幅に遅れることも予想されます。加えて、感染症については、避難所では中・長期間にわたり集団生活をすることが予想されるため、感染症拡大防止の観点から、国や県の動向を踏まえ、基本的な感染症対策は継続していく必要があります。

このような事態に備え、避難所に集まる全ての人で協力し合って、避難所の運営を行うための基本的な行動を示した、「避難所運営マニュアル」を改正しました。

なお、地域で避難所の運営について既に方針を決めている場合には、その運営を否定するものではありません。

また、このマニュアルは、地域の人たちで、地域の実情に合った新しい避難所運営マニュアルを作成するときの参考にしていただければ幸いです。

鶴　ヶ　島　市

目　　次

第１章　避難所
第１節　避難所　・・・・・・・・・・・・・　３
　　１　避難所の考え方
　　２　市内の避難所
　　３　感染症予防

第２節　避難から避難所開設まで　・・・・・・・・・・・・・　５
　　１　災害発生直後の行動
　　２　避難所開設までの流れ

第３節　避難所運営　・・・・・・・・・・・・・　７
　　１　避難所開設直後
　　２　運営体制づくり

第４節　避難所運営組織　・・・・・・・・・・・・・　１０
　　１　避難所運営組織の構成
　　２　各活動班の仕事

第５節　避難所の縮小・閉鎖　・・・・・・・・・・・・・　１８
　　１　運営体制の見直し
　　２　避難所の集約
　　３　閉鎖

第２章　福祉避難所
第１節　福祉避難所　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　　１　福祉避難所
　　２　市内の福祉避難所

第２節　福祉避難所の開設要請　・・・・・・・・・・・・・　２０
　　１　福祉避難所の開設要請

第３節　福祉避難所の開設　・・・・・・・・・・・・・・　２０
　　１　福祉避難所の開設及び周知

第４節　福祉避難所への引渡し　・・・・・・・・・・・・・　２２
１　福祉避難所利用対象者の引渡し

第５節　福祉避難所の運営　・・・・・・・・・・・・・　２２
１　福祉避難所の運営組織
２　福祉避難所の運営内容

第６節　福祉避難所の閉鎖　・・・・・・・・・・・・・・　２３
１　閉鎖

参考・様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

第１章　避難所
第１節　避難所
１　避難所の考え方

◇避難所は…

- 「**避難を必要とする方を受け入れる施設**」です。
  災害時に緊急で住民等の安全を守り、又は住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設です。
- 「**避難者を一時的に受け入れる施設**」です。
  避難所に指定している施設は、学校や市民センター等で、本来別の利用用途を持っています。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることが出来る方や、他の住宅へ住むことが決まった方には退所していただき、施設の本来の用途回復を目指します。
- 「**必要最低限の生活を支援する施設**」です。

２　市内の避難所

鶴ヶ島市では、２２か所を避難所に指定しています。

【避難所】学校の体育館や一部の教室、市民センター等を指します。

番号	避難所名	指定避難所（地震）	福祉避難所（地震）	自主避難所※（水害）
①	鶴ヶ島第一小学校	○	―	―
②	鶴ヶ島第二小学校	○	―	―
③	新町小学校	○	―	―
④	杉下小学校	○	―	―
⑤	長久保小学校	○	―	―
⑥	栄小学校	○	―	―
⑦	藤小学校	○	―	―
⑧	南小学校	○	―	―
⑨	鶴ヶ島中学校	○	―	―
⑩	藤中学校	○	―	―
⑪	富士見中学校	○	―	―
⑫	西中学校	○	―	―
⑬	南中学校	○	―	―
⑭	埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	―	○	―
⑮	富士見市民センター	―	○	○
⑯	大橋市民センター	―	○	○
⑰	西市民センター	―	○	○
⑱	東市民センター	―	○	○
⑲	南市民センター	―	○	○
⑳	北市民センター	―	○	○
㉑	女性センター	―	○	○
㉒	海洋センター	○（帰宅困難者施設）	―	―

※自主避難所とは、身の周りに危険を感じた時に自主的に避難する際の施設です。台風や大雨等の際に、市災害対策本部が避難所開設の要否を判断し開設します。

３　感染症予防

➢ 感染症とは、空気・水・土・動物（人を含む）に潜んでいる「病原体」が体内に侵入することによって、引き起こされる病気です。（インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルスなど）

・国や県の方針に準じた基本的な感染症対策を講じます。
・集団生活で感染症や疾病の発生を防ぐには、避難者それぞれが注意しなくてはなりません。検温・手指消毒・手洗い・うがい・マスク着用等を推奨し、食器類にはラップ等をかぶせて使用します。
・感染症が疑われる避難者に対しては、居住スペースの分散、要配慮者用スペース（個室）の設置や車中泊等の案内を検討します。
・ 備蓄教室や防災倉庫の備蓄品（パーテーションやマルチシート等）を活用し、感染症拡大の防止に努めます。
・歯磨きの励行や、身体の清潔を保つよう呼びかけます。（誤嚥性肺炎防止）
・入浴設備の設置は困難なため、ウエットティッシュで身体を拭いてもらうなど促します。
・衛生面に不安を感じたときは、市災害対策本部（危機管理課）まで、早めに相談します。
・感染症分類の上位感染症、また未知の感染症が流行している状況（緊急事態宣言発令時や市危機管理対策本部設置時等も含む）では、別冊の「避難所開設・運営における危機的感染症対応マニュアル」を参考に避難所運営を行います。

第２節　避難から避難所開設まで

１　災害発生直後の行動

災　害　発　生

まずは…

自　助

- 自分の身は自分で守りましょう。
- 家族の安全を確認しましょう。

共　助

【隣近所で】

- 隣近所の安否確認をしましょう。
- けが人や、一人で避難できない人の避難の支援をしましょう。

【一時参集場所（自治会館や近所の公園等）で】

- 地域の人たちの安否や被害状況を確認しましょう。
- 消火・救助活動、応急手当等を実施しましょう。

自宅での生活が困難な場合や、市が避難指示等を呼びかけている場合

避難所へ

※避難所への乗用車の乗り入れは、原則禁止です。

※避難所の開錠は、市職員・施設職員（学校、市民センター等）が行いますので、施設の安全が確認されるまで、校庭等の広い場所で地域ごとに集まって待機してください。

２　避難所開設までの流れ

避難所開設準備

市職員・施設職員（学校、市民センター等）

・施設の開錠、安全確認

原則として、市職員や施設職員が、その施設が避難所として使用できるかどうかの安全確認を行います。

施設の安全が確認されるまで、避難者には校庭等の広い場所で待機するよう呼びかけます。

・危険箇所等の掲示

施設の安全確認中、ガラスの破片や壁の剥離片等を見つけたら片付けます。また、すぐには対応できない箇所（トイレの水漏れ等）や、使用禁止範囲（職員室等）にロープを張ること、「立入禁止」の看板を付ける等対処します。

自治会・自主防災組織・避難者等

職員が施設の安全確認を終えるまでは、校庭等の広い場所で待機します。その間に地域や自治会等でまとまって、安否確認や避難人数の確認を行います。市外の方には、その方々でまとまってもらい、人数確認を行います。

避難所への入場

市職員・施設職員（学校、市民センター等）

施設の安全が確認できたら、市災害対策本部（本部班）に報告の上、避難者を施設内へ誘導します。このとき、避難行動要支援者を優先して誘導します。受け入れが完了し、おおよその人数確認、応急活動を終えたら、市災害対策本部（本部班）へ避難所開設状況を報告します。

自治会・自主防災組織・避難者等

施設内に入ったら、地域・自治会等でまとまって集まります。

最初にいた場所が居住場所になるわけではありません。状況によって、位置の変更を行います。

第３節　避難所運営

１　避難所開設直後

◇避難所を開けて、避難者を収容した直後は、避難者や職員の混乱や動揺で、<u>避難所運営組織（後述）の立ち上げは困難なことが予想</u>されます。避難所運営者は、避難した方の中から協力者を募り、<u>一緒になって避難所の運営を行います。</u>

避難所の開設及び避難者の確認

避難スペースの整理	・散乱物の片付け。 ・地域、自治会等でまとまる。 ・地域以外の方でまとまる。
避難者数の把握	・避難者のおおよその人数を確認。 ・各まとまりの代表者が、避難所運営者に報告。
体調不良者やけが人等への対応	・けが人、体調が悪い人を把握。（居住エリア入室前） ・軽微なけがは応急処置。
食料・物資の持ち出し	・避難者に対して緊急に対応しなければならない物資や、救助活動に必要な物資などを備蓄教室、防災倉庫から運ぶ。
トイレの確認	・施設のトイレが使えるかどうかの確認。 ・使えない場合は備蓄教室、防災倉庫に備蓄している簡易トイレを準備する。

◇これ以外にも様々な問題が一気に出てくるかもしれません。
その都度、避難所に集まった人たちで話し合って、臨機応変に対応していきます。（後述の各活動班の仕事参照）

◇応急的な対応が少し落ち着いてきたら、避難所生活を円滑に進めるために、避難所に集まった人たちで運営体制を作っていきます。

２　運営体制づくり

（１）避難所運営者

◇避難所運営は…

「地域・避難者・市職員・施設職員が一緒になって運営」します。

避難所運営をスムーズに行うため、地域や避難者、市職員、施設職員、その避難所に集まった人たちで組織する「避難所運営組織」を立ち上げて活動をします。

（２）それぞれの立場

➢ **（地域）自治会・自主防災組織・地域支え合い協議会**

過去の災害時における教訓から、避難所運営は、避難者ら自ら行う方がスムーズな傾向があるため、地域住民による運営を基本とします。

避難所運営組織でも、中心的なメンバーとして、組織力を生かして活動を行います。

➢ **避難者**

避難者は、主に避難所近辺の住民の方が多いと考えられますが、地域外の方が避難されることもあります。

はじめは、市職員や自治会等の指示に従って一緒に活動していきます。

また、時間の経過とともに、自治会等と一緒になって運営の中心的な立場になって活動します。

- **市職員**

  震度５強以上の地震が発生した場合や大雨等で避難指示等を発令した場合などに、各避難所へ割り当てられた市職員が参集します。職員は、避難所運営の活動全般に関わり、市民センター等の情報連絡拠点や市災害対策本部と連絡・調整を行います。（避難所内の要望伝達や物資配給調整など）

- **施設職員**

  避難所内の設備やその利用に関することを主に、助言や調整を行います。学校職員は、児童・生徒の保護と授業再開を中心に行動し、市民センター職員、女性センター職員等については、情報連絡拠点として、市災害対策本部（避難所運営班長）や避難所と連絡を取り合います。

第４節　避難所運営組織

避難所運営は避難者で	・避難所は、避難者が助け合いの精神により、自主的に運営します。 ・自治会や支え合い協議会など、地域の人たちが中心的な役割を担って、避難所運営委員会を立ち上げます。

１　避難所運営組織の構成

【避難所運営組織図（例）】

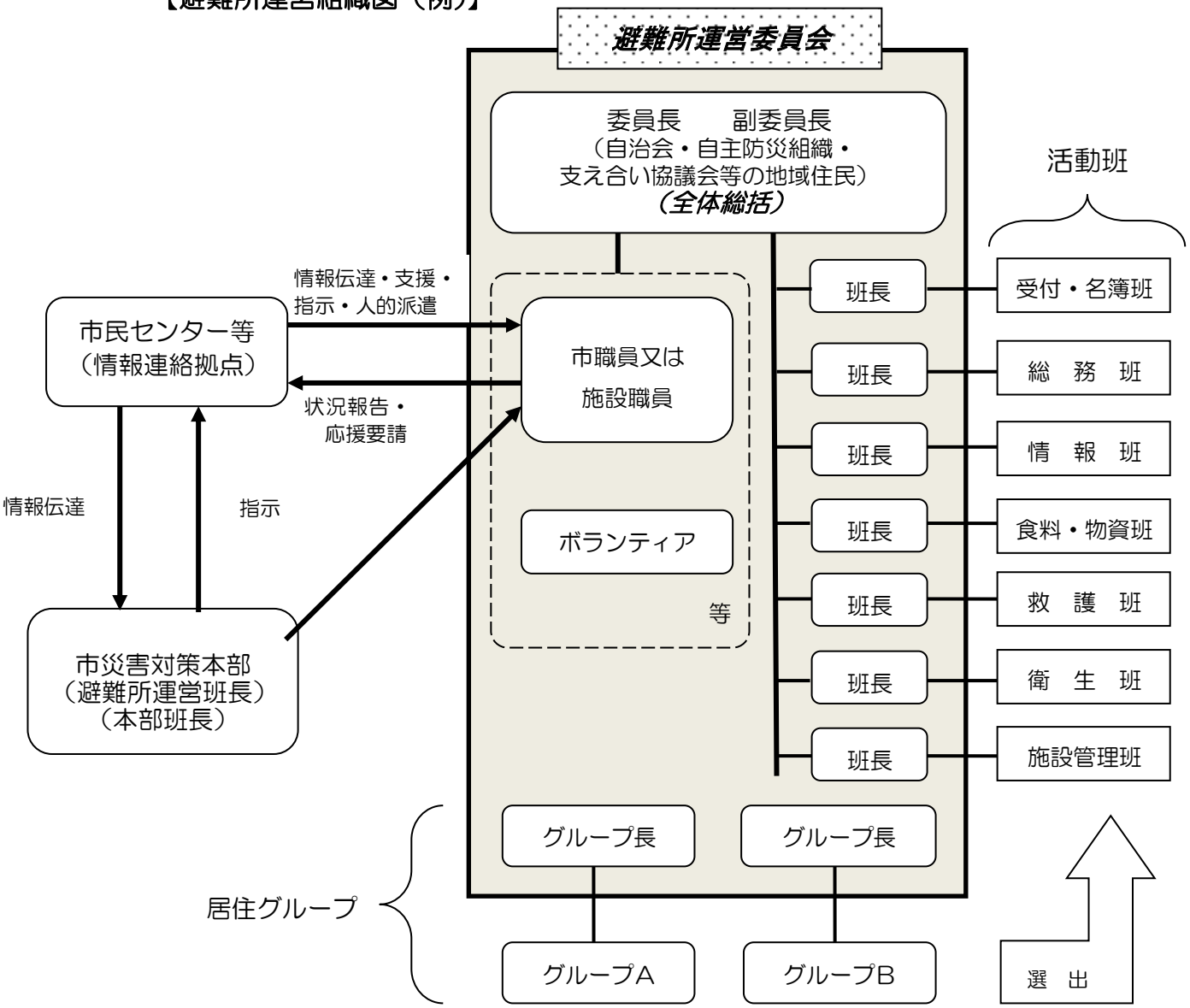

※避難者数や周辺の被害の状況により構成は異なってきます。

《避難所運営委員会》

✧ 運営委員会は、委員長、副委員長、各班長、グループ長に、市職員、施設職員、ボランティア等を加えて構成します。（１０ページ図色付き部分）

✧ 避難者のニーズは様々なので、委員会のメンバーは、特定の年齢や性別に偏らないように決めましょう。（LGBTQ の考慮等）また、特定の人に負担がかからないよう、ローテーションをしていきましょう。

✧ 運営委員会（全体総括）は、居住グループや活動班への指示、避難者への周知等、避難所運営の**最高決定機関として、運営全般を取り仕切ります。**

✧ 運営委員会は、市や関係機関等と連絡調整を行います。

✧ 運営委員会は、**会議を定期的に開催して**、次のような事項を審議します。

- 避難所生活のルールの決定や、変更。
- 各班、グループの状況や問題を把握し、今後の活動や対応を決定。

《居住グループ》

✧ 居住グループは、なるべく自治会区域ごとに集まって作ります。
その中からグループ長を選出します。

✧ グループ長は、その居住グループのまとめ役として、グループ内の意見を運営委員会に提出し、運営委員会で決定したことをメンバーに伝えます。

✧ メンバーは、各活動班で決定したことを、分担して行います。（トイレ掃除、炊出し、ごみ捨て等）
特定の人に負担がかからないよう、当番制にすると良いでしょう。

✧ グループ長は、グループ内の外泊者を把握します。

《活動班》

✧ 居住グループの中から、各活動班の班員を選出します。

✧ それぞれ班長を決めて、班長を中心に班員が活動します。

✧ 班長は、班内での意見や問題を運営委員会に提出し、運営委員会で決定したことを班員に伝えます。

⇨ 各班の活動内容例については次ページ以降

２　各活動班の仕事

各活動班の仕事は以下のようなものが考えられます。

実際の運営では様々な問題が発生するため、時間が経つにつれて活動内容を変えていく必要があります。その都度、会議等で話し合い、対応を考えていきましょう。

全体総括

＊　避　難　所　の　全　体　管　理

・全体的な総括を行います。
・避難所運営委員会を構成したら、「避難所運営委員会名簿」を作成し、避難所内へ掲示します。　様式４
・検討事項や状況把握のため、適宜、委員会会議を開催します。記録として会議録を作成することも考慮します。　様式５
・各活動班からの意見や検討事項を総合的に判断し、対応します。
・各活動班の活動状況を把握し、活動班へ指示を出します。
・避難所と市民センター等（情報連絡拠点）と連絡を密にし、避難所を運営します。（情報班と連携）
・取材協力等があれば、運営委員会で方針を決め、対応します。
・避難者へ避難所でのルールの周知を行います。（総務班と連携）
・各活動班と協力し、避難所運営を行います。

受付・名簿班

＊　避　難　者　の　把　握

・入所する前の全体受付で、体温測定及び体調不良の確認をします。
　37℃以上の発熱や体調不良がある場合は、別の居住エリアやマスクの着用を考慮します。その後、居住エリアを案内します。
・居住エリアに入室した避難者に「避難者世帯カード」を渡し、記入してもらい、それを基に「避難者名簿」を作成し、管理します。　様式１・２
・回収した「避難者世帯カード」は自治会単位や居住グループ単位でまとめて管理します。
・避難者数の状況は、随時、運営委員会に報告します。
・新入所者へは、カード記入後、名簿に加え、居住グループを指示し、生活ルールについて説明します。
・退所者には必ず申し出てもらい、退所したことを「避難者名簿」に記載します。
・退所世帯の「避難者世帯カード」は、別に管理します。
・外泊者には「外泊届」を提出してもらい、把握します。　様式３
　（外泊者は居住グループ長にも報告をしましょう。）

＊　安　否　の　確　認

・安否確認の問い合わせについては、「避難者名簿」により対応します。
・被災直後の安否確認に対応するため、避難者の同意を得て避難者名簿を掲示、公開します。その際は、世帯の代表者の住所、氏名程度とします。
・来客については、居住空間には原則立ち入らせず、面会場所を用意します。

総　務　班

＊　避　難　所　の　ル　ー　ル、　ス　ペ　ー　ス

★避難所生活は様々な人が集まって生活するため、一定のルールを決めないとトラブルが発生しかねません。

参考１

・運営委員会でルールを決めて、避難者への周知を徹底します。

・居住スペース・通路のレイアウトや、更衣室、授乳室等のプライベートエリアの設置の検討をします。

＊　在　宅　被　災　者　へ　の　対　応

・避難所は、在宅被災者支援も含めた支援拠点です。避難者と区別することなく、情報提供や救援物資、炊き出し支援を行いましょう。

＊　避難行動要支援者　へ　の　配　慮

★高齢者・障害者・妊婦・乳幼児・外国人など、特に支援が必要となる人も避難してきます。

・障害や体力を考慮して居住スペースを配置しましょう。

・外国人の方へは、避難所生活のルールを伝え、配慮をしましょう。

情　報　班

＊　市　と　の　連　絡　体　制

・市民センター等（情報連絡拠点）を経由して市へ避難所の状況報告や要請を行います。

・市からの災害状況や支援の情報を避難者へ伝えます。（全体総括と連携）

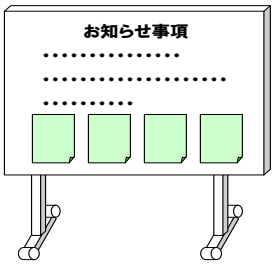

＊　避　難　者　へ　の　情　報　周　知

・避難者への情報伝達は、掲示板や壁を使って入口付近など、目につく場所に掲示をしましょう。掲示は、情報ごとにスペースを決めましょう。

・特に重要な情報は、グループ長や班長からも口頭で伝えます。

・避難者への郵送物は、取次方法を決めて取り扱いましょう。

＊　取　材　へ　の　対　応

様式６

・取材対応について、運営委員会で方針を決めます。

・取材者には「取材申請書」を記入してもらい、注意事項を確認

食　料　・　物　資　班

＊　ル　ー　ル　づ　く　り

参考２

・避難者一人ひとりに食料や物資を公平に配布するために、ルールを作って避難者に周知しましょう。
・居住グループ単位で配布するなど、避難行動要支援者に優先的に配布しましょう。

＊　物　資　の　管　理　・　要　請

・避難者数を確認し（受付・名簿班と連携）、備蓄教室・倉庫の備蓄物資の数を把握します。
・特定の人に必要なものについては、本人や居住グループ単位で聴取し、名簿で確認をしましょう。
・必要な物資は、「物資要請書」に記入し、市災害対策本部（避難所運営班長）へ要請します。

様式７

・届いた物資は、「食料・物資管理票」に記入し、それぞれの数を管理しましょう。

様式８

＊　炊　き　出　し

・施設の調理室や設備が使用可能か確認をします。
・炊き出しは、避難者に呼びかけて多くの人に参加してもらいましょう。

救　護　班

＊　体　調　不　良　者　及　び　け　が　人　へ　の　対　応

・体調不良者がいる場合は、その方の対応をします。
・体調不良者がいる場合は、隔離部屋を用意することも考慮します。
・避難者にけが人や病人などがいないか、呼び掛けるなどして早急に把握し、簡易なけが等は、救急箱を活用しましょう。
・避難者のなかに医療従事者がいるか確認することも大切です。
　※事前に協力出来る方を把握しておくのもいいでしょう。
・対応が困難な人がいる場合は、１１９番通報を行います。
・救急物資が不足したら、食料・物資班に報告をします。

衛　生　班

＊　避　難　所　の　衛　生　管　理

★共有スペースや自分の周りなど、清掃を行って出来るだけ生活しやすい環境を保ちましょう。

【トイレ】

・トイレは、排便収納袋をかぶせるまでは、使用不可と表示します。
これは、停電、断水、給排水管や汚染処理施設の損傷の可能性により、水が流れない可能性があり、それでも使用してしまうと汚物が溜まったままとなり、衛生状態悪化してしまうためです。確実に電気、水道等の使用ができるかの確認とれるまでは、排便収納袋で対応します。判断は市災害対策本部がします。

参考４

【ごみ】

・避難所敷地内の屋外にごみ集積場を設置します。設置場所は、ごみ収集車が出入りしやすい場所、なるべく居住スペースから離れた場所を選びます。
・ごみは分別して捨て、集積場は避難者で交代して清掃をします。

＊　ペ　ッ　ト　の　対　応

★ペットを連れて避難することと、ペットと一緒に避難生活を送ることは異なります。避難所には動物が苦手な人やアレルギーを持つ人等も避難してきます。受入れには、人によって考え方が違うので注意します。

・ペットの管理は、飼い主自身が全て責任を持って行うように説明し、徹底してもらいます。

参考３

・受入れの際に、「避難所ペット登録台帳」を記入してもらいます。

様式９

・施設の見取り図等を参考に、ペット専用スペースを設置します。
⇒屋外で飼育できるペットは、原則、屋外にスペースを確保します。
⇒屋外で飼育が難しいペットは、ケージに入れて、他の避難者の迷惑にならない場所を、施設管理者等と協議して確保します。

＊　ト　イ　レ　環　境

・トイレの使用に関するルールを決めて、付近に掲示します。
・避難所施設のトイレ設備が使用可能であれば、それを使います。毎日使う場所なので、清潔な状態を保ちましょう。
・使用不可の場合（水が流れない等）、備蓄している簡易トイレと排便収納袋を使用します。溜まった汚物は交代制でまとめて処理します。
・「災害時トイレマニュアル（令和５年４月、生活環境課策定）」を参照します。

施　設　管　理　班

＊　危　険　箇　所　へ　の　対　応

・施設内を定期的に見回りし、応急危険度判定等により危険と判断された箇所は、張り紙やロープで立入禁止であることを表示します。
なお、危険箇所については、市職員や施設職員に対応の要請をします。

＊　防　火　対　策

参考５

・火気の扱いについてルールを作り、周知しましょう。
・居住スペースは火気厳禁とし、喫煙場所は別に作り、吸い殻などの処理は喫煙者自身が行うようにします。
・火気を扱う場所には、消火器や水バケツを設置し、火元責任者を決めます。

＊　防　犯　対　策

★災害後は治安が悪化することも懸念されます。
・避難者以外の避難所内への立ち入りを制限したり、更衣室や談話室等、落ち着いて過ごすことが出来る場所を考えたりしましょう。
・避難者、市職員、施設職員から避難所巡回員を選出して、２４時間警備体制を作ります。複数名でグループを作り、時間で交代しましょう。
・夜間の避難者の出入りは、１か所に限定し、出入口には当直者を配置します。
・居住スペース以外は、照明を出来るだけ消灯しないようにします。

◎避難所生活が長期化すると、ストレスや衛生面のケア、体調管理が特に重要になってきます。市災害対策本部（避難所運営班長）と連絡をとりながら運営について検討していきましょう。

第５節　避難所の縮小・閉鎖

１　運営体制の見直し

（１）運営組織の再編成

ライフラインの復旧や避難者数の減少に伴い、活動班を見直して、班の縮小や班員数の振り分けを行います。

（２）学校の授業再開に向けた準備

避難所として活用している施設は、本来の機能を回復する必要があります。学校が避難所の場合、関係者と協議し、避難所内の使用場所の縮小や、学校関係者の負担の軽減を図ります。

２　避難所の集約

発災から時間が経つと、交通機関・ライフラインの復旧や、ボランティア活動が集団から個人へ移行するなど、周囲の状況が変化することで避難者の退所も徐々に増えてきます。

しかし、その分残った避難者の負担は大きくなり、生活環境や衛生環境の悪化が懸念されます。避難者に対する行政の対応をより充実させるために、避難所の集約を検討します。

⇒集約には避難者の移動が発生します。避難者の理解も必要であることから、避難者に説明をし、意見を聞いて、集約方法や集約先の避難所の選定を検討します。

３　閉鎖

避難者全員の退所や受入先が決まったことや、避難所施設の本来の機能の回復が見込まれた場合に、避難所の閉鎖を検討します。

施設の整理や清掃を全員で行い、避難所として使用する前の状態に戻して閉鎖します。

第２章　福祉避難所

第１節　福祉避難所

１福祉避難所

- **「避難所での生活に支障がある人がいる場合のみ開設される施設」**です。
  福祉避難所とは、身体等の状況が、高齢者福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度で、かつ避難所での集団生活に支障を来す人のために開設される避難所です。
  なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。

- **「福祉避難所の対象者として想定されているのは要配慮者」**です。
  要配慮者とは、法律上「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。特に配慮を要する者とは、妊産婦、内部障害者、難病患者等が想定されます。ただし、「要配慮者」というだけで、福祉避難所利用対象者となるわけではありません。

- 福祉避難所利用対象者には、上記対象者の家族や介助者、その他避難生活を行う上で必要となる方等も含めます。

２　市内の福祉避難所

鶴ヶ島市では、９か所を福祉避難所に指定しています。避難所からの情報を基に福祉避難所を選定し開設します。

【福祉避難所】

①	富士見市民センター	⑥	北市民センター
②	大橋市民センター	⑦	埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校
③	西市民センター	⑧	女性センター
④	東市民センター	⑨	老人福祉センター
⑤	南市民センター		

※上記のほかに協定先の民間福祉施設で福祉避難所が開設される可能性があります。

第２節　福祉避難所の開設要請

１　福祉避難所の開設要請

- 避難所運営委員会は、福祉避難所での避難が必要な対象者の把握に努め、対象者が確認された時は、様式１０号の引継書を用いて状況を聴き取ります。避難対象者に特別な配慮を要する場合や備品等の準備が必要となる場合は詳細に聴取し、市災害対策本部（本部班）への要請に備えます。

- 避難行動要支援者のうち、事前に同意を得た方については、平常時から避難を支援する民生・児童委員、自治会及び自主防災組織等に個人情報を提供している場合があります。本人の情報が詳細に記載してありますので、引継書と併せて福祉避難所に引き継ぎます。

※避難行動要支援者とは
法律上「要配慮者うち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」です。対象者は次のとおりです。

①　身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障害者
（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
②　療育手帳Ⓐ・Ａを所持する知的障害者
③　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
④　介護保険で要介護３～５の認定を受けた者
⑤　障害福祉サービスを利用している難病患者
⑥　上記以外で、市長が支援者の必要があると認めた者

- 福祉避難所への引継ぎが必要であると確認された時は、避難所の施設職員又は地域対応部職員が、市災害対策本部（本部班）に福祉避難所の開設を要請します。要請の際には集団生活が困難な理由と対象人数の概要等を併せて報告します。

第３節　福祉避難所の開設

１　福祉避難所の開設及び周知

- 市災害対策本部（本部班）は、避難所からの要請に基づき判断し、福祉避難所を開設します。この時、避難対象者に特別な配慮を要する場合は必要な準備を併せて実施し、開設した場合は防災行政無線等を活用し、周知を図ります。

- 福祉避難所は、少人数の場合は市内の宿泊所を利用するなど柔軟な対応が必要となります。

- 福祉避難所は、各施設職員が開設日時、避難者数、避難者名、開設予定期間等を、市災害対策本部（本部班）に連絡します。

【福祉避難所の開設までの流れ】

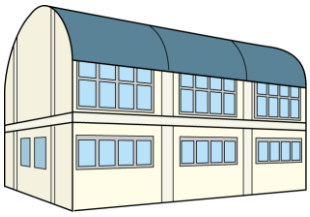

避　難　所

福祉避難所の開設の要請

① 避難所運営委員会が、福祉避難所での避難が必要な対象者の把握に努めます。
② 対象者がいる場合は、引継書を用いて状況を聴取します。
③ 施設職員又は地域対応部職員は、市災害対策本部（本部班）に、福祉避難所開設要請をします。

市災害対策本部（本部班）は開設する福祉避難所を選定し開設の指示

福祉避難所

福祉避難所の開設

① 福祉避難所施設職員が開設日時、避難者数、避難者名、開設予定期間等を、市災害対策本部（本部班）に連絡します。
② 避難対象者に特別な配慮を要する場合は必要な準備を実施します。
③ 市災害対策本部（本部班）は、防災行政無線等を活用し周知します。

第４節　福祉避難所への引渡し

１　福祉避難所利用対象者の引渡し

- 福祉避難所の開設の知らせを受け、福祉避難所への引渡しを行うが、その際には様式１０号の引継書に記入します。

- 避難所への移送は、市職員、自治会、自主防災組織等により行うことを原則とします。また、必要に応じて協定先の民間福祉施設に協力を依頼します。

- 対象者の状況により車両等が必要となることが予想されますが、避難所、福祉避難所、市災害対策本部（本部班）と連携を密にし、柔軟に対応してください。

- 福祉避難所に引き継がれたら、避難者名簿にその旨を記入して整理してください。

第５節　福祉避難所の運営

１　福祉避難所の運営組織

- 福祉避難所は、管理責任者を置き、原則、鶴ヶ島市地域防災計画で定めた福祉避難所運営組織を設立し運営します。
  なお、避難対象者の状況に応じて職員及び特別な配慮のために必要な者等、市災害対策本部（本部班）が指定した者も運営に参加します。

２　福祉避難所の運営内容

- 福祉避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望の取りまとめ等の活動を行います。

【福祉避難所運営組織図（例）】

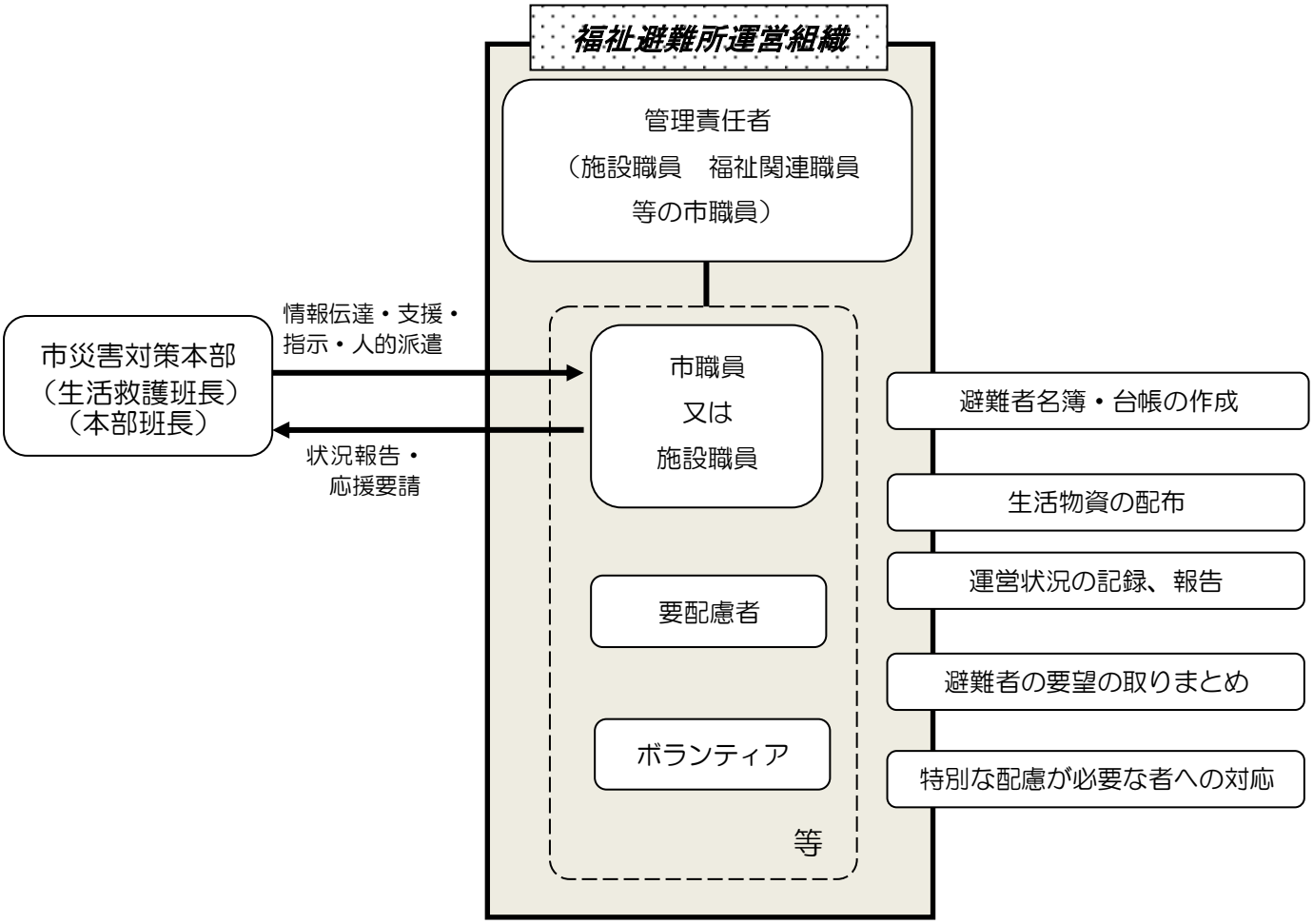

第６節　福祉避難所の閉鎖

１　閉鎖

- 避難対象者の該当者がないことを確認し市災害対策本部（本部班）の指示により閉鎖します。

参　考　・　様　式

参考１　避難所生活のルール
参考２　食料・物資配布のルール
参考３　ペットの飼い主の皆さんへ
参考４　トイレの使用について
参考５　火の取扱いについて

様式１　避難者世帯カード
様式２　避難者名簿
様式３　外泊届
様式４　避難所運営委員会名簿
様式５　避難所運営委員会　会議録
様式６　取材申請書
様式７　物資要請書
様式８　食料・物資管理票
様式９　避難所ペット登録台帳
様式１０　引継書

避難所運営マニュアル

平成２６年３月（制定）

平成３０年３月（改正）

令和２年１２月（改正）

令和５年６月（改正）

鶴ヶ島市　総務部　危機管理課

〒３５０－２２９２　鶴ヶ島市大字三ツ木１６-１